



資料2-1

第202300156268号
令和5年9月21日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 鈴木 由香利
(公印省略)

新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置の内容及び申請期間
並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第12条第1項の規定
により公示する知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間を別紙のと
おり定めることについて、同条第3項の規定に基づき諮問します。

また、同規則第16条第2項の規定に基づき、許可の有効期間を別紙のと
おり短縮して定めることについて、併せて諮問します。

担当

漁業調整担当 有田

電話：0857-26-7339

ファクシミリ：0857-26-8131

(公示案 1 : 県内の者)

鳥取県漁業調整規則(令和 2 年鳥取県規則第 54 号。以下「規則」という。)第 12 条第 1 項の規定に基づき、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業及び規則第 5 条第 1 項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

(1) 小型機船底びき網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
かいけた網漁業	西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以东の鳥取県沖合	定めなし	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用 3 西伯郡阿弥陀川以东の鳥取県内に漁業根拠地を有する者	2

(2) 機船船びき網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
さより船びき網漁業	西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合	5 トン以下	定めなし	11 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用 3 西伯郡阿弥陀川以西の鳥取県内に	3

					に漁業根拠地を有する者	
--	--	--	--	--	-------------	--

(3) 地びき網漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
地びき網漁業	【北栄町地先】 東伯郡湯梨浜町と同郡北栄町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 358 度 40 分（真方位、以下同じ。）の線、同郡北栄町と同郡琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分の線及び最大高潮時海岸線から 2,000 メートルの線によって囲まれた海域	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	1

(4) あわび漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
あわび漁業	【鳥取港】 基点と点アから点ツまでを順次結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域 基点 鳥ヶ島灯台の中心点 点ア 基点から 319 度 20 分（真方位）57 メートルの点 点イ 基点から 307 度 30 分（真方位）70 メートルの点 点ウ 基点から 341 度 00 分（真方位）199 メートルの点 点エ 基点から 9 度 30 分（真方位）410 メートルの点 点オ 基点から 3 度 10 分（真方位）482 メートルの点 点カ 基点から 29 度 30 分（真方位）772 メートルの点 点キ 基点から 38 度 30 分（真方位）1,036 メートルの点 点ク 基点から 38 度 00 分（真方位）1,038 メートルの点 点ケ 基点から 40 度 00 分（真方位）1,115 メートルの点 点コ 基点から 44 度 20 分（真方位）	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	4

1,086メートルの点 点サ 基点から 65 度 30 分 (真方位) 808メートルの点 点シ 基点から 70 度 40 分 (真方位) 790メートルの点 点ス 基点から 85 度 30 分 (真方位) 828メートルの点 点セ 基点から 82 度 20 分 (真方位) 1,005メートルの点 点ソ 基点から 81 度 30 分 (真方位) 1,052メートルの点 点タ 基点から 94 度 00 分 (真方位) 1,173メートルの点 点チ 基点から 94 度 10 分 (真方位) 1,171メートルの点 点ツ 基点から 102 度 30 分 (真方位) 1,304メートルの点				
【泊漁港】 泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第2西防波堤北端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 泊漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	5
【淀江漁港】 淀江漁港内防波堤(東)南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 淀江漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	20
【境港市地先】 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度(真方位)の線以北の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に	9

				住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している者	
--	--	--	--	--	--

(5) なまこ漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
なまこ漁業	【鳥取港】 基点と点アから点ツまでを順次結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域 基点 鳥ヶ島灯台の中心点 点ア 基点から 319 度 20 分 (真方位) 57 メートルの点 点イ 基点から 307 度 30 分 (真方位) 70 メートルの点 点ウ 基点から 341 度 00 分 (真方位) 199 メートルの点 点エ 基点から 9 度 30 分 (真方位) 410 メートルの点 点オ 基点から 3 度 10 分 (真方位) 482 メートルの点 点カ 基点から 29 度 30 分 (真方位) 772 メートルの点 点キ 基点から 38 度 30 分 (真方位) 1,036 メートルの点 点ク 基点から 38 度 00 分 (真方位) 1,038 メートルの点 点ケ 基点から 40 度 00 分 (真方位) 1,115 メートルの点 点コ 基点から 44 度 20 分 (真方位) 1,086 メートルの点 点サ 基点から 65 度 30 分 (真方位) 808 メートルの点 点シ 基点から 70 度 40 分 (真方位) 790 メートルの点 点ス 基点から 85 度 30 分 (真方位) 828 メートルの点 点セ 基点から 82 度 20 分 (真方位) 1,005 メートルの点 点ソ 基点から 81 度 30 分 (真方位) 1,052 メートルの点 点タ 基点から 94 度 00 分 (真方位) 1,173 メートルの点	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	4

点チ 基点から 94 度 10 分 (真方位) 1, 171 メートルの点 点ツ 基点から 102 度 30 分 (真方位) 1, 304 メートルの点				
【泊漁港】 泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第 2 西防波堤北端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 泊漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	5
【赤碕港】 赤碕港東防波堤西端と赤碕港西防波堤北東端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 赤碕港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	1
【淀江漁港】 淀江漁港内防波堤 (東) 南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 淀江漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	20

	【境港市地先】 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度（真方位）の線以北の鳥取県沖合（中海及び境水道大橋東端以西の境水道並びに共同漁業権区域を除く。）	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している者	12
--	--	------	----------------	---	----

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年9月22日から同年10月22日まで

3 許可の有効期間

(1) 小型機船底びき網漁業（かいけた網漁業）

許可日から令和8年12月31日まで

(2) 機船船びき網漁業（さより船びき網漁業）

許可日から令和10年6月30日まで

(3) 地びき網漁業（地びき網漁業）

令和5年10月30日から令和10年10月29日まで

(4) あわび漁業（あわび漁業）

令和5年12月1日から令和6年11月30日まで

(5) なまこ漁業（なまこ漁業）

令和5年12月1日から令和6年11月30日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

※あわび漁業となまこ漁業の操業区域については、別途協議する「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針」の一部改正について同意が得られた場合、改正後の操業区域とする。

(公示案 2 : 県外の者)

鳥取県漁業調整規則(令和 2 年鳥取県規則第 54 号。以下「規則」という。)第 12 条第 1 項の規定に基づき、規則第 5 条第 1 項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

なまこ漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
なまこ漁業	中海及び境水道大橋東端以西の境水道	定めなし	定めなし	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	島根県知事から同種漁業許可を受けた者	3

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 5 年 月 日から同年 月 日まで

(島根県との調整が整った日から 7 日間)

3 許可の有効期間

令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。